

十日町地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について

1 改正の概要

3月31日までに確定した債権・債務の支払いや収入を整理するため、翌年度の5月31日までの出納整理期間を設けるもの。

2 改正内容

上記概要のとおり、第9条（出納の閉鎖）を追加する。

3 添付資料

- ・十日町市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について（新旧形式）
- ・十日町市地域公共交通活性化協議会財務規程 改正後全文

十日町市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について (案)

十日町市地域公共交通活性化協議会財務規定の一部を次の表のように改正する。

(下線部分及び太線で囲まれた部分が改正箇所)

新	旧
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p><u>(出納の閉鎖)</u></p> <p><u>第9条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年6月11日から施行する。

(案)

十日町市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十日町市地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、十日町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会は、十日町市及び国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

(歳入歳出予算科目)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

(出納の閉鎖)

第9条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この規程は、令和4年3月29日から施行する。

この規程は、令和8年6月11日から改正施行する。

別表（第3条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費